

平成19年度島根県公営企業会計
決算審査意見書
(概要版)

平成20年9月
島根県監査委員

平成 19 年度島根県公営企業会計 決算審査意見書の概要

【審査の対象】

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された平成 19 年度公営企業会計の決算及び決算附属資料について審査を行った。

審査の対象とした会計は、次のとおりである。

島根県病院事業会計(中央病院・こころの医療センター)

島根県電気事業会計

島根県工業用水道事業会計

島根県水道事業会計

島根県宅地造成事業会計

【審査の結果】

審査に付された各事業会計の決算報告書及び附属資料は地方公営企業法等関係法令に基づいて作成され、その計数は正確であり、経営に係る事業の管理は地方公営企業の経営原則に従っておおむね適正に行われているものと認めた。

【審査意見】

病院事業会計

《中央病院》

1 病院の概要

中央病院は、県内全域をエリアとした三次医療を担う基幹的病院として、県内最高水準の医療を提供するとともに、救命救急センターとしての機能や高度・特殊医療機能、へき地医療への支援など、県民が安心して暮らすための重要な役割を果たしている。

また、病院を取り巻く厳しい経営環境に対応し、より柔軟で迅速な運営体制を確保するため、平成19年4月から地方公営企業法の全部適用に移行し、病院事業管理者が置かれた。

2 決算の状況

当年度の総収益は160億4,658万円余、総費用は162億7,734万円余で、純損失は2億3,076万円余となり、当年度末の未処理欠損金は126億3,759万円余となった。

なお、償却前利益は17億3,744万円余であった。

医業収益は144億5,064万円余で、前年度に比べ8,642万円余(0.6%)の増収となった。医業費用は151億1,839万円余で、前年度に比べ3億4,806万円余(2.3%)の減となった。

3 審査意見

病院を取り巻く経営環境は、国の総医療費抑制策のもとでの診療報酬の改定、厳しい財政状況による県の一般会計繰入金の基準の見直し、さらには医療従事者の確保の困難性などにより依然として厳しい状況にある。

こうした状況の中で、平成19年4月から地方公営企業法の全部適用が導入され、現場の判断で、より迅速かつ柔軟な病院運営が可能な体制となった。このメリットを最大限活かして自立的経営を推進し、安定的な経営基盤を確保するとともに、良質な医療を県民に提供していくことが求められている。

については、次の点に留意して事業を行う必要がある。

1) 医療従事者の確保について

医師については、平成19年度において処遇改善等が図られ、一定の確保が成されたところであるが、平成20年7月1日現在で正規職員5名が欠員となっているほか、後期臨床研修医も募集に対し充足していないなど医師不足は続いている。今後とも積極的に医師の確保に努められたい。

また、看護師については、平成21年4月からの「7対1」看護配置に向けて、多くの看護師の確保が必要となるが、増員に対応した職場環境の整備や要望の多い院内保育所設置などの検討を進めて看護体制の確保に努められたい。さらに、新規採用者の増加により若年層の割合が高まることとなるため、看護師の研修体制の一層の強化等を図って、看護の質の確保にも努められたい。

《こころの医療センター》

1 病院の概要

湖陵病院は、県の精神医療の基幹的病院として、救急医療システムのセンター的機能を有し、児童及び急性期患者の専門医療を設けている県内唯一の公立の精神科病院である。

開院以来38年が経過し、老朽化・狭隘化したため、平成20年2月に出雲市下古志町に新築移転を行い、名称を「島根県立湖陵病院」から「島根県立こころの医療センター」に改めた。

病床数については、これまで258床であったが、「島根県精神保健福祉審議会」の報告を踏まえて242床に決定した。

新病院では、患者の待ち時間の短縮など患者サービスの向上や診断情報の効率的利用のため電子カルテシステムを導入した。今後は統合物流システム等も含めた病院統合情報システムを構築し経営の効率化を図ることとされている。

また、児童思春期病棟に入院した児童生徒の義務教育を保障する若松分校も引き続き新病院の敷地内に移転新築している。若松分校は、通学の利便に配慮され、また開放感のある廊下など施設面でも充実され、安心して医療と教育が受けられる環境となっている。

2 決算の状況

当年度の総収益は22億1,601万円余、総費用は25億7,948万円余で、純損失3億6,346万円余となり、当年度末の未処理欠損金は20億2,070万円余となった。

なお、償却前利益については1億4,963万円余であった。

医業収益は14億1,086万円余で、前年度に比べ1,058万円余(0.7%)の減収となった。医業費用は24億9,320万円余で、前年度に比べ3億864万円余(14.1%)の増となった。

3 審査意見

1) PFI事業による施設維持管理等の円滑な推進について

建物や設備の維持管理、患者搬送、患者利便施設運営等の業務については、新病院の

建設に併せて県内で初めての P F I 事業により実施されているところである。

入院患者や外来患者が、安心して必要な診療を受けることのできる環境を確保するためには、診療体制の充実とともに P F I 事業の円滑な推進が大変重要であり、病院側と P F I 事業者側が緊密な連携のもとに病院運営に取り組まれない。

《病院全事業》

1 審査意見

1) 地方公営企業法の全部適用について

病院事業については、地方公営企業法の一部（財務事務）のみの適用であったが、平成 19 年 4 月から全部を適用することとし、知事部局から独立した病院事業管理者を置き、病院局を設置したところである。

全部適用により、病院事業管理者のもとで意思決定が迅速にできるようになり、医療従事者の確保に向けて、職員定数の増加、医師手当等の増額、看護職員の採用試験の改善など、当面の課題に機敏に対応してきている。

今後については、病院事業管理者のもとで、中央病院とこころの医療センターとが、委託業務や購入業務の共同化等を一層推進して、全部適用の効果をより発揮されるよう取り組まれない。

2) 内部統制について

両病院とも窓口等において多額の現金を取り扱っており、また、部局や職種が多岐にわたっており、財務関係の事故防止を目的とした内部牽制機能を確保することが求められている。

このため、平成 19 年 4 月制定の「病院局財務規程」には第 129 条として、「病院局における財務事務の適正化を期するため、定期又は臨時に検査を行う」と規定されているが、実際には検査は実施されていなかった。

については、検査の項目や手続きなどの検査方法を具体的に定めて定期及び臨時に実施するなど、財務事務の内部統制については特に留意されたい。

3) 未収金対策について

両病院においては医療費の個人負担未収金の回収に鋭意取り組まれているが、当該未収金のうち 1 年以上経過したものは、両病院で 1 億 4,700 万円余の多額に達し、前年度末に比較して 20 % (2,400 万円余) 増加している。この増加額は 3 年連続して 2,000 万円を超えており、懸念される状況にある。

厚生労働省の「医療機関の未収金問題に関する検討会」では、医療機関の未収金の増加に関し、様々な観点から発生原因の分析や対応策の検討を行っており、本年 7 月には、

その報告書が示されている。

未収金対策については、昨年度の決算審査意見で指摘しているところであり、前述の報告書なども参考にして、一層の取組を推進されたい。

4) 引当金の計上について

平成19年度決算において、中央病院では退職給与引当金1,400万円、修繕引当金3,000万円、こころの医療センターでは退職給与引当金3,800万円が計上されているが、いずれも算定基準が明確ではない。算定基準が明確でなければ、恣意的な損益調整とみなされるおそれがあり、会計上最も注意すべきことである。

については、総務省の「地方公営企業会計制度研究会」報告（平成17年3月）や他県の事例を参考に、引当金についての明確な算定基準を設定されたい。

5) 医療事務の委託契約について

診療報酬請求事務を中心とした医療事務の委託については、両病院とも長年にわたり単年度毎に一者随意契約を継続している。

については、契約の公正性、経済性の確保の観点から、平成18年3月6日付け出納局長通知「随意契約事務の改善」により競争性のある契約方法が取れないか検討されたい。また、医療事務については長期継続契約を締結することができるように規則が制定されており、複数年契約についても検討されたい。

なお、窓口サービスや患者サービスなどの委託業務の質の確保についても、一層の注意を払われたい。

電気事業会計

1 事業の実績

電気事業は、水力発電事業と風力発電事業を行っている。

水力発電事業は、12 発電所（13 発電機）を経営し、認可最大出力 27,250kW、風力発電事業は、隠岐大峯山において風力発電所を経営し、認可最大出力 1,800kW で、いずれも中国電力（株）に対し電力を供給している。

2 決算の状況

当年度の総収益は 11 億 7,775 万円余、総費用は 11 億 2,989 万円余で、純利益は 4,786 万円余となった。

3 審査意見

電気事業については、電力の自由化が進むなかで、電力会社からの売電単価引き下げ要求が強まるなど、経営を取り巻く環境はますます厳しいものがある。当年度の純利益の減少は、近年にない大幅なものであり、次の点に留意して事業を行っていく必要がある。

1) 電気事業の経営の健全化について

事業収益に大きな影響を与える料金単価は、電力自由化の流れの中で、低下傾向にあり、事業収益の減少がさらに続くことが想定される。

こうした状況の中で、平成 20 年度は水力発電の料金改定交渉の年にあたり、また、風力発電も公営企業としては全国有数の発電規模を誇る江津高野山風力発電所が平成 20 年 11 月に営業運転開始予定となっているなど、電気事業の今後の運営に向けて、大事な 1 年であり、一層の経営努力を行い、運営の効率化を推進していく必要がある。

電力自由化への対応

平成 7 年度の電気事業法改正に伴う経過措置は平成 22 年 3 月末までとなっており、同年 4 月以降は電力自由化が本格的に始まることになる。従って、電力会社との新たな受給契約の締結に向けて、電気事業を営む中国地方各県との連携を図るとともに、経費の節減や経営の効率化に努め、経営基盤の一層の強化に努められたい。

隠岐大峯山風力発電所の経営の健全化について

平成 16 年 2 月から運転開始した隠岐大峯山風力発電所の設備利用率は、目標の 33 % に対し平成 18 年度は 22.4 %、平成 19 年度は 19.7 % と目標が達成されていない。

これは落雷等に起因する機器の故障による長期の運転停止によるものであり、その対策の一つとして平成 18 年 12 月には避雷塔を設置し、また平成 19 年度には風車の羽根のアース線強化や故障時に迅速な復旧を行うための予備備品の確保がなされてきているが、結果として運転停止時間短縮の改善に必ずしも至っていない。

このため、昨年度も意見として述べたメンテナンスや修理体制の見直しをさらに行

うとともに、費用対効果の観点に立った諸対策を実施し、正常運転の確保を図る必要がある。

また、隠岐大峯山風力発電所の経常損益は赤字基調が続いており、平成 19 年度は 3,819 万円余の赤字となり、営業運転開始後初めて償却前損益が赤字となった。

経常損益の赤字基調がこのまま推移すれば、隠岐大峯山風力発電所の事業の存続が経営上大きな負担となってくることから、中期的な経営見通しを踏まえ、適切な事業執行に努められたい。

江津高野山風力発電所の運営管理について

江津高野山風力発電所については、発電設備 9 基、認可最大出力 2 万 700 kW で、平成 19 年 3 月に建設工事に着手し、平成 20 年 7 月から試運転を行い、11 月から営業運転が開始される予定となっている。工事は順調で、建設事業費も発注時点に予測した事業費の枠内に収まる見通しとなっている。

効率的安定的な事業運営に向けて、設備機器の十分な点検や運転ノウハウの確保、トラブルの早期回復対策などに加え、維持管理契約の内容の点検など、万全の対応を講じられたい。

工業用水道事業会計

1 事業の実績

工業用水道事業は、飯梨川工業用水道事業、江の川工業用水道事業、神戸川工業用水道建設事業、八戸川工業用水道建設事業の 4 事業を行っている。

飯梨川工業用水道事業は日量 34,000 m³の給水能力を持ち、県東部の 31 事業所に給水を行っている。

江の川工業用水道事業は日量 15,000 m³の給水能力を持ち、江津地域拠点工業団地の 1 事業所に対し給水を行っている。

神戸川工業用水道建設事業及び八戸川工業用水道建設事業は、それぞれ志津見ダム、八戸ダムに用水を確保しているが、専用施設の整備は未着手であり建設仮勘定となっている。

2 決算の状況

当年度の総収益は 1 億 8,170 万円余で、総費用は 2 億 612 万円余で、純損失は 2,441 万円余となり、当年度未処理欠損金は 4 億 8,596 万円余となった。

3 審査意見

工業用水道事業をめぐる環境は、工業団地への企業進出の低迷など、水需要の大きな伸びは期待できない状況にあるが、次の点に留意して事業を行っていく必要がある。

1) 飯梨川工業用水道事業の需要拡大対策について

飯梨川工業用水道事業の売水率は平成5年度の71.0%をピークに漸減傾向にあり、当面、契約水量の増加は期待できない状況にある。

については、引き続き経費の節減に努めるとともに、新規契約先の開拓や新たな活用策の検討など需要拡大対策に取り組まれない。

2) 江の川工業用水道事業の需要拡大対策について

江の川工業用水道事業については、事業開始以来給水先は1企業にとどまっており、売水率は4.7ポイント上昇したものの、14.3%であり1企業の需要動向に左右されるため、今後の需要拡大に向けて、分譲促進のため平成20年度から新たに導入された用地取得費の20%助成措置（地元市と合わせて40%助成）等を十分に活用して、江津地域拠点工業団地への用水型企業の誘致等に努めるとともに、用水の有効活用策について検討されたい。

3) 八戸川工業用水道建設事業のあり方について

八戸川工業用水道建設事業については、県営八戸ダムに23万 m^3 の用水を確保し、そのうち江の川工業用水道事業に5万 m^3 、江の川水道事業に2万7千 m^3 の用水を利用しているが、残りの15万3千 m^3 については、昭和51年のダム完成以来利用されることなく現在に至っている。

企業局においては、平成16年度の包括外部監査意見や決算審査意見を受けるなかで、有効利用について種々検討がなされてきたが、具体的な活用策が見出せない状況にある。

具体的な水需要の見込みがなく、事業開始の見通しのない当該事業を企業局事業として、建設仮勘定に管理費を計上し続け、資産を増大させている状況は、事業実態を適正に表示すべき企業会計上も問題であり、一般会計への移管なども含め、県と協議のうえ、その扱いを決定されたい。

水道事業会計

1 事業の実績

水道事業は、飯梨川水道事業、江の川水道事業及び斐伊川水道建設事業の3事業を行っている。

飯梨川水道事業は日量52,000 m^3 の給水能力を持ち、県東部の市町に給水を行っているほか、慢性的に水が不足している松江市の一部（旧八雲村及び旧玉湯町地域）に対し斐伊川水道建設事業の施設を使用して特例的に給水を行っている。

江の川水道事業は日量27,000 m^3 の給水能力を持ち、県西部の2市に給水を行っている。

斐伊川水道建設事業は、県東部の慢性的な水不足を解消し、良質で安定した水道用水を供給するため、平成23年度の供給開始を目指し、平成19年度は、浄水施設（管理棟、ろ過池）や送水施設（調整池等）の整備が進められている状況にある。

2 決算の状況

当年度の総収益は13億5,201万円余、総費用は9億6,866万円余で、当年度の純利益は3億8,335万円余となった。純利益については、建設改良に係る企業債の償還に充当している。

3 審査意見

水道事業は特に住民生活に直結する事業であり、安全・安心な水の安定的な供給に向けて、県民の水道事業への理解と関心を深めつつ、関係市町と連携を図りながら、次の点に留意して事業を行っていく必要がある。

1) 江の川水道事業における支出の抑制と新たな需要拡大について

江の川水道事業については、市の参画水量に対して使用水量が少ないことから供給単価が割高となっており、一般会計からの補助や電気事業会計からの借入れにより供給単価の引き下げや平準化措置が行われている。

単価軽減のためには、昨年度も意見として述べたところであるが、経費節減等に努めるとともに、簡易水道の上水道への切り替え等について、引き続き江津市・大田市と協議を進め需要拡大に取り組まれない。

2) 斐伊川水道建設事業の推進について

斐伊川水道建設事業は、県東部地域における安定的な水道用水供給対策として、山佐ダムを水源とする第1期拡張事業に次ぐ第2期拡張事業として位置づけられ、平成23年度の給水開始に向け建設工事が順調に進められてきている。

平成23年度の給水開始に向けて、建設事業費の縮減に努めるとともに、関係市町の契約水量の確定や料金設定に向けた具体的な調整作業が本格化していく中で、県東部地域における料金設定のあり方や総合的な事業経営、運営管理の効率化等について検討を深められたい。

宅地造成事業会計

1 事業の実績

宅地造成事業は、江島工業団地造成事業及び江津地域拠点工業団地造成事業を行っている。当年度は、江島工業団地において2件2,142㎡の売却があった。

2 決算の状況

当年度の総収益は7億635万円余、総費用は6億9,639万円余で、当年度の純利益は995万円余となった。

3 審査意見

今後とも、未分譲地の売却促進に向け、次の点に留意して事業を行う必要がある。

1) 各工業団地の分譲促進について

各工業団地の分譲促進について、知事部局・地元市・関係団体等と企業誘致に関する様々な情報を共有し、県・市の各種の分譲促進のための諸制度や江津地域拠点工業団地における用地取得費の40%助成措置（県20%、市20%）等を十分に活用して分譲促進に努められたい。

企業局全事業

1 審査意見

平成19年度の各事業の経営収支の合計は、純利益4億1,675万円余となっている。しかしながら、これまで述べてきたように、その経営内容はそれぞれの事業によって異なった状況にある。

また、企業局の今後の事業運営においては、次のような課題を抱えている。

電気事業では、電力自由化による価格競争への対応や江津高野山の大規模な風力発電所の円滑な運転開始（平成20年11月）、また水道事業、工業用水道事業では施設設備の計画的な改良・更新（耐震化を含む）事業の実施や斐伊川水道建設事業の供用開始（平成23年4月）に向けた参画市町との調整等々、各事業について、現「経営計画」期間中（平成18年度～22年度）に取り組むべき課題が山積している状況にある。

については、県財政がますます厳しくなる中、自立的経営をめざし、次の点に留意して事業の運営にあたる必要がある。

1) 経営計画の推進について

平成19年度は、経営計画を踏まえ、業務コスト削減（物件費の削減）や職員数の削減が引き続き図られるとともに、高金利既往債の繰上償還・借換による支払利息の軽減などの取組がなされてきたところである。

しかしながら、隠岐大峯山風力発電所や江津高野山風力発電所建設事業が経営計画を構成する財務計画に盛り込まれていないなどの点が見受けられる。

については、経営計画について必要な見直しを行うとともに、計画と実績との対比、分析等PDCAマネジメントサイクルを徹底しながら、企業局全事業について、全職員が一丸となって、経営計画の着実な推進を図り、健全経営をめざして一層の効率化と経営基盤の強化に努めていく必要がある。

また、経営計画は、企業局内外に向けた経営意思の具体化であり、計画の達成状況や課題解決のための取組状況等について、県民や関係者に十分な情報提供を行うなど、企業局事業の理解の促進に努められたい。